

令和 7 年度
真庭市観光戦略改訂支援業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 6 月
真庭市役所 産業観光部 産業政策課

1. 業務概要

- (1) 目的 当市は平成 29 年 3 月に「真庭市観光戦略」を策定し、「住んでよし、訪れてよし」を理念とした『観光地域づくり』への取り組みを掲げ、その担い手となる有志市民が議論を重ね、具体的計画、推進体制についてまとめたものである。
- 本戦略の期間は令和 8 年度末までであるが、コロナ禍において多大な影響を受けた観光業の近況、人口減少対策や環境危機への対応などを鑑み、令和 7 年度より改訂に向けた準備を行い、次年度に議論すべき事項等の方向性について、(一社)真庭観光局ならびに民間リーダーである「観光地域づくりマネージャー」とともに検討し、『持続可能な観光地域づくり』を視野に入れた戦略改訂をスムーズに進めるための条件整備を行うことを目的に本業務を実施するものとする。

(2) 業務名 真庭市観光戦略改訂支援業務

- (3) 業務内容 真庭市観光戦略の改訂に向けた準備を行い、次年度に議論すべき事項等の方向性について、(一社)真庭観光局ならびに民間リーダーである「観光地域づくりマネージャー」とともに検討し、『持続可能な観光地域づくり』を視野に入れた戦略改訂をスムーズに進めるための次により条件整備を行う。

1 基礎調査等

① 基本的事項の整理

観光戦略の改訂にあたって、次に掲げる基本的な事項を整理する。

ア 観光戦略策定の背景及び目的並びに位置づけ

イ 観光戦略の推進体制

ウ 観光戦略の期間

2 観光の現状分析及び課題の整理

- ① 当市の観光関係事業者等にヒアリング調査を実施し、現状把握、分析を行い、課題について整理する。

3 ワークショップ・研修会の開催

- ① 真庭市は本市と観光に関する連携協定を締結している和歌山大学観光学部と連携して本事業、次年度の観光戦略改訂に取り組む方針である。
- 当エリアをマネジメントする観光地域づくり法人(一社)真庭観光局、地域で主体的に活動する民間リーダー「観光地域づくりマネージャー」との良好な関係を構築するため、ワークショップ並びに研修会を開催する。
- ② 和歌山大学観光学部の参画を必須とし、教授や学生の講師料、旅費等も受託業務の範囲に含めることとする。(3 回程度を想定)

4 観光戦略改訂スケジュールの検討

- ① 本事業において行う観光の現状分析、課題整理、ワークショップや研修会の実施状況を踏まえ、観光施策の検討を行うとともに、次年度における観光戦略改訂スケジュールを示すものとする。

5 ワークショップ等の資料作成及び運営等

- ① 観光戦略改訂にあたって開催するワークショップ等における資料の作成及び説明をする。また、当市と協議の上、ワークショップ等運営及び議事進行に協力するほか、その内容を記録した議事録を作成するものとする。

6 成果品

受託者は、次の成果品を提出するものとする。

ア 真庭市観光戦略改訂の方向性をまとめた報告書

イ 同上（概要版）

ウ ア、イを収録した CD-ROM

エ ワークショップ等の議事録

（4）業務期間 契約締結時～令和8年3月31日

2. 業務に要する費用（予定価格）

2,500,000円（税込）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- （1）市に入札参加資格審査申請書【役務】を提出し入札参加資格者名簿に登録済みであること又は入札参加資格者名簿に未登録の場合には、当該種別の規定で定める入札参加資格審査申請書類を提出し確認を受けたものであること。
- （2）真庭市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。※公募型プロポーザル方式…公示日現在から受託受託候補者特定の日まで
- （3）地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- （4）破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁

判所の認可決定を受けた者を除く。

(6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約 に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。なお、真庭市もしくは他地域の観光振興に係る計画策定の業務を請け負った実績を有すること。

4. 参加申込み

参加希望者は、次のとおり参加意思表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者はこのプロポーザルに参加することができない。

- | | |
|----------|--|
| (1) 提出物 | プロポーザル参加意思表明書【様式1】 1部
会社の概要が分かるパンフレット等（任意様式） 1部 |
| (2) 提出期限 | 令和7年6月23日（月）17時まで |
| (3) 提出先 | 〒719-3292 真庭市久世2927番地2 真庭市役所産業観光部産業政策課 |

5. 質疑応答

仕様書の内容及び提案書等の提出に関する参加者の質問は、別添「質問書【様式2】」を下記によりMAILまたはFAXで送信し、必要であれば電話連絡にて送受信確認をおこなうこと。（電話による質疑には応じない）質問に対する回答は、真庭市公式HPにて公表する。

- | | |
|----------|----------|
| (1) 提出書類 | 質問書【様式2】 |
|----------|----------|

- (2) 提出期限 令和7年6月11日(水) 17時まで
(3) 提出先 真庭市役所産業観光部産業政策課
MAIL : sangyou@city.maniwa.lg.jp FAX : 0867-42-3907
(4) 回答予定日 令和7年6月13日(金)

6. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

- ア 提案書【様式3】 1部
イ 会社等の概要 1部(任意の様式)
ウ 業務実績調書【様式4】

過去10年間に行った同種または類似の業務の実績を記入し、新しい年度の実績から順に抽出した最大5件までについて、その概要を記載すること。また、業務実績の内容が確認できる書類を添付すること。

エ 予定技術者調書【様式5】 1部

予定技術者の氏名、経歴、実績について記入すること。

同種または類似業務経歴については、最大5件まで記載すること。

※仕様書 7. (1)に記載のとおり、調査分析業務の経験が分かる資料も同封すること。

オ 企画提案書 原本1部 コピー9部

特に必要がある場合を除いてA4版の用紙を用いること。また、使用する言語は日本語とし、フォントは10.5ポイント以上の大きさとして、次の点を全て満たすこと。

- ・企画提案書記載事項一覧(別紙1)の項目について漏れなく記載すること。
- ・簡潔に記載し、文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可
- ・本文の各ページには、ページ番号を記載すること。
- ・企画提案書本文は、30ページ以内にすること。
- ・企画提案書の記載内容に不整合があった場合は、本市に有利な記載内容を正とみなすものとする。

カ 提案価格書【様式6】 1部(別途内訳書を添付すること)

【様式6】により記載し、別途積算根拠となる貴社任意様式の内訳書を添付すること。

- (2) 提出期限 令和7年7月3日(木) 17時まで
(3) 提出先 真庭市役所産業観光部産業政策課 ※上記4の(3)と同じ
(4) 提出方法 直接持参、郵送、その他の配送サービスの利用を可とする。

7. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

- (1) 第1次審査(書類審査)

提出された業務実績調書、予定技術者調書、提案価格書を下記８（１）～（３）で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合等は、第１次審査を省略し、第２次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査をできるものとする。

実施日：令和７年７月８日（木）予定

（２）第２次審査（ヒアリング等による最終審査）

第１次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション及びヒアリング等を実施し、第１次審査の点数に下記８（４）を加算し、最も優れている提案者を特定します。

実施日：令和７年７月１１日（金）予定

（３）審査結果の通知

①第１次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨をメールにて通知します。

②第２次審査

審査結果をメールにて通知します。

８．審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

１次審査

- （１）業務実績 １０／１００点
- （２）技術者実績 １０／１００点
- （３）参考見積書 １０／１００点

２次審査

- （４）ヒアリング等の内容 ７０／１００点

９．日程

- （１）公示（募集開始） 令和７年６月４日（水）
- （２）質問受付締切 令和７年６月１１日（水）１７時まで
- （３）質問回答 令和７年６月１３日（金）（予定）
- （４）参加申込書締切 令和７年６月２３日（月）１７時まで
- （５）企画提案書等の受付締切 令和７年７月３日（木）１７時まで
- （６）第１次審査 令和７年７月８日（火）（予定）
- （７）第２次審査 令和７年７月１１日（金）（予定）
- （８）結果通知 審査後、速やかに通知する
- （９）契約締結 最優秀提案者と協議のうえ締結する

10. 失格事項

本プロポーザルの提案若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書のコツ額が、2. 業務に要する費用（予定価格）を超過したもの
- (7) 審査において総評価点が60点未満のもの

11. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとします。

12. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「予定技術者調書」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとします。
- (6) 評価点が高点の者が2者以上いる場合の順位は、審査委員会が審議して決定します。
- (7) 真庭市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。

13. 担当部署

真庭市役所産業観光部産業政策課 担当 石賀

〒719-3292 真庭市久世2927番地2

TEL : 0867-42-1033

MAIL : sangyou@city.maniwa.lg.jp

審査基準（予定）

審査項目	評価 割合	評価及び評価点数				
		極めて 良好	良好	普通	やや 不十分	不十分
1. 業務実績	10/100	10	8	6	4	2
業務実績は適正であるか	10 点					
小計		/10				
2. 技術者実績	10/100	10	8	6	4	2
配置技術者は適正であるか	10 点					
小計		/10				
3. 参考見積書	10/100	10～				
業務コストの妥当性	10 点					
小計		/10				
4. ヒアリング	70/100					
現状の把握・分析は的確か	10 点	10	8	6	4	2
課題の設定は的確か	10 点	10	8	6	4	2
企画力（アイデア）はあるか	10 点	10	8	6	4	2
企画（アイデア）の執行能力はあるか	10 点	10	8	6	4	2
業務に対する理解・意欲はあるか	10 点	10	8	6	4	2
仕様書以外の独自提案はあるか	10 点	10	8	6	4	2
完了までのスケジュールは適切か	10 点	10	8	6	4	2
小計		/70				

※業務コスト評価は、以下の算出方法を用いて評価点を試算することとする。

価格点（10点）×最低見積価格／入札金額